

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 子育て支援生活援助事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会（以下「社協」という）が、日中、近くに支援をしてくれる人がいない妊婦期や産後1年未満の間の世帯に対して、子育て支援生活援助事業（以下「生活援助」という）を行い、その世帯の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、五城目町シルバー人材センター（以下「センター」という）に委託して実施する。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、五城目町に住所があり、現に五城目町に居住している母子手帳の交付を受けた方のいる世帯、及び産後1年未満の乳児のいる世帯とし、次の各号に掲げる世帯とする。

- (1) 配偶者がいない
- (2) 本人、及び配偶者の両親がいない
- (3) 本人、及び配偶者の両親がいずれも要介護状態の場合
- (4) 本人、及び配偶者の両親がいずれも身体障害者手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けている者で、かつ、1級若しくは2級に区分される場合
- (5) 本人、及び配偶者の両親の居住地が自動車の移動で概ね1時間以上の場合
- (6) その他、社協会長が特に必要と認めた場合

(対象期間)

第4条 この事業の対象期間は、母子手帳の交付を受けた日から乳児が1歳に達する日の前日までの期間とする。

(内容)

第5条 この事業の生活援助の内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食事の準備
- (2) 食事の片付け
- (3) 衣類の洗濯
- (4) 住まいの掃除、整理整頓
- (5) 生活必需品の買物
- (6) 話し相手、遊び相手

(利用時間、利用回数)

第6条 この事業の利用時間、及び利用回数は次の各号のとおりとする。

- (1) 利用時間は月曜日から土曜日までの午前8時から午後5時までの内、1回2時間とする。但し、祝日、年末年始を除く
- (2) 利用回数は、通算100回を限度とする

(申請)

第7条 この事業の利用を申請する者は、子育て支援生活援助事業利用申請書（様式第1号）を社協会長へ提出するものとする。

2 社協会長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定し、子育て支援生活援助事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(費用)

第8条 事業を実施するために必要な委託に要する経費は、社協が実施主体に支払うものとする。

(利用料)

第9条 この事業の利用者負担額は1時間単位とし、センターの定める生活援助単価の50%とする。

2 前項の額は総額表示とする。

(秘密保持)

第10条 センターは、この事業において知り得た利用者、及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らしてはならない。その業務が終了した場合も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成31年 4月 1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会
会 長 様

申請者 氏名

子育て支援生活援助事業利用申請書

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会子育て支援生活援助事業実施要綱に基づき、次のとおり申請します。

なお、利用の算定のために必要あるときは、家族状況を調査することについて、同意します。

申 請 者	氏 名	Ⓜ (才)						
	住 所	TEL						
	生年月日		性別	男・女				
母子手帳交付日	年 月 日	出産予定日 (出産日)	年 月 日					
利用希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日							
利用希望時間	時 分 ~ 時 分							
世 帯 構 成	氏名	続柄	生年月日	勤務先等	備考			
両 親 の 状 況	氏名	住所			同居 別居	要介 護度	障害 有無	
	本 人							
	配 偶 者							

年 月 日

様

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会
会 長

子育て支援生活援助事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付にて申請のあった、子育て支援生活援助事業について、次のとおり決定（却下）したので通知いたします。

1. 決定

- (1) 利用者氏名 年 月 日 歳
- (2) 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (3) 利用時間 時 分から 時 分までの内 1 回 2 時間
- (4) 利用者負担額 1 時間当たり 円

2. 却下

却下の理由